埼玉県 新行財政改革プログラム



目 次

I 本県における行財政改革の基本的考え方		
		頁
1 本県行財政の現状		1
2 新たな行財政改革プログラムの必要性		2
3 行財政改革が目指す方向		2
(1)「役割分担」からの改革		3
(2)「事業手法」からの改革		3
(3)「実施体制」からの改革		3
4 計画期間		3
5 改革の推進体制		3
Ⅱ 行財政改革の具体的取組		
1 役割分担からの改革		4
(1) 官民協働・民間開放の推進	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
(2) 県業務の民間開放の拡大		5
アー民間委託の推進		5
イ PFI制度の活用推進	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	6
ウ 指定管理者制度の拡大		6
エ 地方独立行政法人制度の導入		7
オ 民間提案型業務委託(県独自の市場化テスト)	の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3)民間との連携・協働の拡大		8
ア NPO等との協働の推進		8
イ 企業との連携・協働		9
ウ 地域との連携・協働	1	1
(4) 市町村への権限・施設の移譲	1	2
ア 市町村の自立的な行財政運営の支援	1	2
イ 県立施設の市町村移管	1	3
(5) これからの県に求められる機能の強化	1	3
ア 「つなぎ・誘導」機能の強化	1	3
イ 「監視」機能の強化	1	4

2 事業手法からの改革	1 5
(1) 安定的な歳入の確保	1 5
アー県経済の活性化	1 5
イの県税収入の確保	· · · · · · · · 1 7
ウ 使用料・手数料の見直し	18
エ 第二期地方分権改革への提言	18
(2) 事業の見直しによる歳出削減	1 9
アー人件費	1 9
イのお管理経費	1 9
ウ 庁舎等の維持管理費	2 1
工 補助費	2 4
才、公債費	2 4
(3) 資産・負債管理の見直し	2 5
ア 社会資本の整備	2 5
イ 県有不動産の管理	2 7
ウ 基金・貸付金の管理	2 7
エ 県債残高の管理	28
オーその他の債務の管理	28
(4) 運営手法の確立	2 9
(5) 行政運営の透明性の向上	3 0
ア 公共調達改革の着実な実行	3 0
イ 県財政の情報開示	3 1
3 実施体制からの改革	3 2
(1)職員定数の見直し	3 2
(2) 行政組織の見直し	3 3
ア 本庁組織の見直し	3 3
イ 地域機関組織の見直し	3 3
ウ 地域機関への権限委譲	3 6
(3)組織の活性化	3 7
アー生産性の向上	3 7
イ 再任用職員の活用	3 9
(4)業務処理の見直し	3 9
ア 間接業務の見直し	3 9
イ ITによる業務改革	$\cdots \qquad \qquad$
ウ 危機管理を踏まえた業務処理	4 2
会表次料 田語の観説	4.0
参考資料 用語の解説	$\cdots \qquad 4 \ 3$

I 本県における行財政改革の基本的考え方

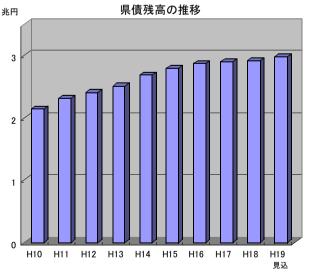
1 本県行財政の現状

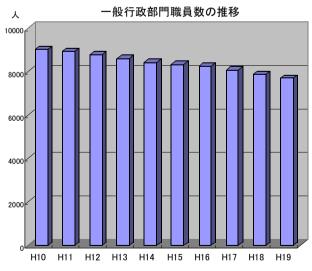
我が国経済は企業部門の好調さが持続するとともに、家計部門の改善も続き、民間需要中心の経済成長が持続してきた。しかしながら、原油価格の高騰や世界経済の動向などのリスク要因が高まっており、今後の景気動向には注視が必要である。

本県の財政状況を歳入面から見ると、ここ数年増収が続いている県税収入には不透明感が増しており、一般財源*総額の大幅な増加を期待できる環境にはない。

一方、歳出面では人件費や団塊の世代の大量退職に伴う退職手当、公債費*といった 義務的経費や高齢化に伴う福祉・医療関係経費などの増加により硬直化が進んでいる。 さらに、社会資本の整備や国の施策等のために発行した県債*の残高はこの10年間で増加し続けている。

これに対し県では「行財政改革プログラム」(平成17年度~19年度)などの取組により、財政収支を改善し県債残高の伸びを抑制するなど財政運営の健全化に取り組んできた。また、効率的な行政運営を進めるための職員定数の削減も進めており、行財政改革に一定の成果を上げつつある。その結果、県民1万人当たりの職員数(一般行政部門)は平成19年4月1日現在13.1人(全国平均25.7人)と全国一少ない職員数で県民サービスを提供している。





2 新たな行財政改革プログラムの必要性

夢と希望にあふれたゆとりとチャンスの埼玉の実現のためには、行財政改革の断行により県の行財政基盤を一層強化し、「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」をはじめとする施策を着実に推進することが不可欠である。

しかしながら、これまでのような取組ではおのずと限度もある。今後さらなる財政の健全化や職員数の削減を進めていくためには、新たな発想や視点からの改革が求められている。

3 行財政改革が目指す方向

新たな行財政改革では、タイムリーで柔軟な県政運営を可能とするために、民間の 創意と工夫を活かすなど「役割分担」からの改革、事業を見直してコストパフォーマ ンスを高める「事業手法」からの改革、少数精鋭の組織を目指す「実施体制」からの 改革という3つの改革を進める。

これにより、もっと小さくもっと賢い「最小・最強の県庁」を実現し、県政運営の財政的、組織的な下支えを行う。そして改革で生み出される県庁の活力を柔軟で弾力的な県政運営に振り向けていく。併せて官民による「公共」の分担、県経済の拡大・活性化を進めていく。



(1)「役割分担」からの改革

行政運営面では、NPOなどとの連携により官民双方が公共を担う「官民協働」 や、民間のノウハウを取り入れ県業務の質的向上とコスト削減を図る「民間開放」 を進める。また、分権時代に即した市町村との役割分担を進めていく。

(2)「事業手法」からの改革

財政面では、県税を中心に経常的な収入の安定的な確保に努める。また、政策評価等の充実を図り仕事の流れや仕組みそのものを見直すことにより、人件費や施設等の管理運営経費、補助費*等の経常的支出*を圧縮する。併せて、将来世代の過度の負担とならないよう県債を管理し、財政の健全化を進めつつ県民サービスの向上を目指す。

(3)「実施体制」からの改革

組織面では、最小・最強の県庁づくりのために県民1万人当たりの職員数11人 台を目指して職員定数を削減するとともに、生産性の向上を目指して組織の活性化 等に取り組む。

4 計画期間

平成20年度から22年度までの3年間

5 改革の推進体制

本プログラムの円滑な推進を図るため、企画財政部内に専担組織を整備し、半年ごとに進捗状況を取りまとめ公表するとともに、経営政策会議*を適宜開催して改革の進行管理を行う。

また、本プログラムの推進に合わせて、企業局、病院局、教育委員会、警察本部においても、各々作成する改革プラン等により改革を推進する。なお、特に知事部局と連携して実施する必要がある取組項目については、本プログラムにも位置付けている。

Ⅱ 行財政改革の具体的取組

1 役割分担からの改革

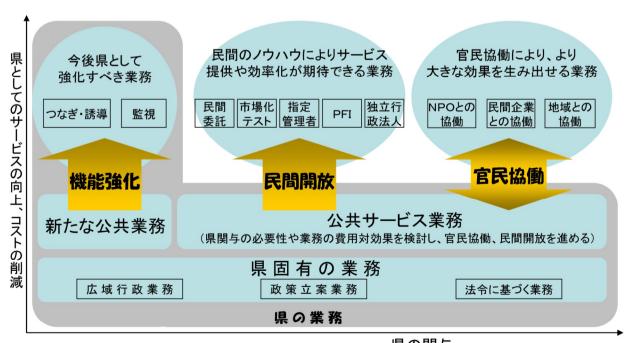
地域社会における公共的役割は「官」だけではなく、本来「民」も担い手であるとの認識に立ち、従来の官民の役割分担を見直してNPOや民間企業などとの連携・協働を拡大する。また、複雑・多様化する県民ニーズに柔軟に対応するため、行政サービスに民間の創意と工夫を活かす民間開放を拡大する。

さらに、分権時代に即した県と市町村との役割分担を進め、県は政策立案や広域的業務のほか、今後重要さを増す民間のつなぎ役、監視などの業務を重点的に担う。

(1) 官民協働・民間開放の推進

これからの「公共」は、行政だけでなく、県民やNPO、民間企業などがそれぞれの立場で担い、多様なサービスを提供していくことが求められている。

そこで、これまで行政が担っていた公共サービスについて、「官民協働・ 民間開放の推進指針(仮称)」を策定し、官民協働・民間開放を積極的に進 める。これにより、単に行政のコストの削減やサービスの質の向上が図ら れるだけでなく、これまで実施することができなかった公共サービスの拡 充・多様化や、民間事業者の参入機会を増やすことによるビジネスチャン スの拡大を目指していく。



県の関与

【今後3年間の取組目標】

- 〇 「官民協働・民間開放の推進指針(仮称)」の策定と推進
 - ・ 「官民協働・民間開放の推進指針(仮称)」を平成20年度中に策定する。
 - ・ 県事業について創意工夫できる点やコストダウンできる点について民間からの提案を受ける民間提案制度を平成20年度中に創設する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	官民協働・民間開放 の推進指針の策定	官民協働・民	間開放の推進
官民協働・民間開放の推進			
	提案制度の創設	提案募集	提案募集
		-	_

(2) 県業務の民間開放の拡大

ア 民間委託の推進

県が直接実施している事業のうち、民間の創意工夫等により効率的で質の高い公共サービスの提供が期待できるものについて、積極的に民間に委託していく。

【今後3年間の取組目標】

〇 民間委託の推進

- ・ 日程管理や受付業務を主とした秘書業務を民間提案制度により民間委 託 (平成20年10月から) 【再掲 (参照7頁)】
- ・ 総務事務センター業務の民間委託の拡大(平成20年度から)
- ・ 動物指導センター業務の民間委託の拡大(平成22年度から)

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秘書業務の民間委託	モデル事業 実施 →	結果を検証	し、順次導入
総務事務センター業務の 民間委託の拡大	総務事務システム の委託拡大	既存システム	も含めた調整
動物指導センター業務の 民間委託の拡大	課題整理、方針決定	入札・契約 ▶	委託実施

イ PFI制度*の活用推進

PFI制度については、平成19年度までに3事業に導入している。今後も一定規模以上の施設整備などで、民間の資金、経営能力、技術的能力が活かされる事業について、PFI制度の活用を積極的に推進していく。

【今後3年間の取組目標】

O PFI制度の活用

- 西部地域振興ふれあい拠点の整備(平成23年度施設完成)
- ・ 大久保浄水場排水処理施設等の整備・運営(平成20年4月供用開始)

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
西部地域振興ふれあい拠点	事業者選定、契約	施設設計	建設工事
の整備			
大久保浄水場排水処理施設	●供用開始	モニタリングの実施	
等の整備・運営			

ウ 指定管理者制度*の拡大

公の施設の管理については、平成19年度までに64施設に指定管理者制度 を導入している。今後も下記の施設について指定管理者制度の導入を推進 していく。また、秩父高原牧場などこの制度の導入により民間の創意と工 夫が活かされる可能性のある施設について、積極的に導入を検討していく。

【今後3年間の取組目標】

〇 指定管理者制度の導入

- 川の博物館に指定管理者制度導入(平成20年度導入)
- 武道館に指定管理者制度導入(平成20年度導入)
- ・ げんきプラザについては平成20年度中を目途に導入済み施設(名栗げんきプラザ)の検証を行い、未導入施設への導入拡大について検討する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
川の博物館	●指定管理者制度 導入 (H20.4.1)		
武道館	●指定管理者制度 導入(H20.4.1)		
┃ ┃げんきプラザ	導入済施設の検証	検証結果を踏まえ	え導入拡大を検討
	1		

エ 地方独立行政法人制度*の導入

県が直接実施する必要はないが、民間には委ねられない大学や病院などの事務・事業について、法人化することで組織としての自主性や自立性が発揮できる部門に地方独立行政法人制度の導入を検討する。

【今後3年間の取組目標】

〇 地方独立行政法人制度の導入

- ・ 県立大学の公立大学法人化を検討
- ・ 県立病院の地方独立行政法人化を検討

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県立大学	(法人化する場合) 定款等策定	(法人化する場合) 条例等策定	(法人化する場合) ●法人化施行
県立病院	先行事例の検討	是非を検討	(法人化する場合) 定款等策定

オ 民間提案型業務委託(県独自の市場化テスト*)の実施

現時点での公共サービス改革法による市場化テストの対象は、納税証明 書請求の受け渡し業務や旅券関係の窓口業務などで、民間開放するメリットが乏しい。

しかし、競争の導入による公共サービスの質の向上とコスト削減という市場化テストの趣旨は活かされるべきである。そこで、モデル事業として 民間からの提案を受けて民間開放を検討する県独自の市場化テストを実施 する。

【今後3年間の取組目標】

〇 民間提案型業務委託(県独自の市場化テスト)の導入

民間提案型業務委託(県独自の市場化テスト)を導入し、民間事業者からの提案に基づく業務委託を推進する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秘書業務の民間委託	モデル事業実施	結果を検証し、 順次導入	
民間開放可能な公共職業 訓練の委託	課題の整理 実施方針の検討	入札、業者選定	契約・事業開始

(3) 民間との連携・協働の拡大

ア NPO等との協働の推進

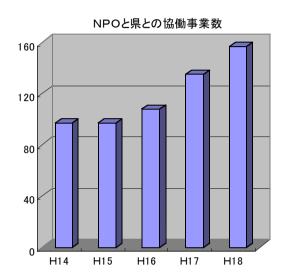
本県ではNPO活動の促進を目的に平成16年4月にNPO基金を設置し 資金的な支援としての助成事業や、協働のモデル事業としての協働提案推 進事業などを実施してきた。

その結果、県との協働を担っていくNPO法人の数は平成19年11月末現在で1,132法人(全国7位)となり、また、県との協働事業も年々増加するなど、NPO等との協働において一定の成果をあげている。

都道府県別NPO法人認証数上位10位

	都道府県名	認証数
1	東京都	5,679
2	大阪府	2,394
3	神奈川県	2,026
4	北海道	1,363
5	千葉県	1,247
6	兵庫県	1,178
7	埼玉県	1,132
8	福岡県	1,074
9	愛知県	1,062
10	京都府	824

平成19年11月30日現在



今後は、NPO等との協働事業をさらに拡大するため、相互理解と協働を深める意見交換会を実施するとともに、協働提案推進事業の実施を通じたモデル事業の蓄積を図り、お互いの特性を踏まえた役割分担を明確に定め、対等な立場での協働を行う体制づくりを推進していく。

【今後3年間の取組目標】

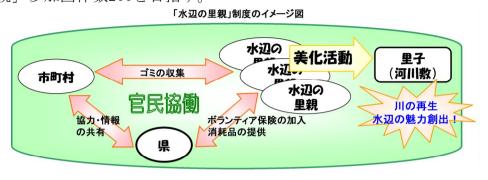
〇 NPOと県との協働の推進

協働推進体制の充実、協働に対する職員の意識改革等を図ることで、NPOとの相互理解を進めていく。協働モデル事業の実施を通じ協働事業を積み重ねる(平成22年度の協働事業数210件の実現を目指す)ことにより、質の高い協働が実現できる仕組みづくりを進めていく。

・グリーンツーリズム*の推進におけるNPO等との協働 NPO等を事務局としたグリーンツーリズム推進組織づくりを行うな ど、グリーンツーリズムの取組における民間との協働を進める。

・「水辺の里親」参加団体の増加

川の再生・水辺の魅力創出につなげるためボランティアによる河川の 美化活動(「水辺の里親」制度)を展開する。平成22年度末の「水辺の 里親」参加団体数200を目指す。



〇 NPOと市町村との協働の促進

県内市町村を対象としたNPO協働提案会を引き続き実施し、県がつなぎ役となることで、NPOと市町村との協働を促進する。平成22年度のNPOと市町村との協働事業数900件の実現を目指す。

〇 NPOと他の主体との協働

企業や大学等を対象とした意見交換会や、NPOと大学等とのシンポジウム等を開催し、それぞれの連携や協働事業を推進していく。平成22年度のNPO講座等の開催数20件の実現を目指す。

O NPO活動拠点の展開

活動拠点のモデル事業として約3年半の間埼玉県NPOオフィスプラザを運営し、NPOの育成やNPO同士の連携による事業展開などの成果があった。今後は、自立したNPOの発展を促すため、県と市町村が連携した支援拠点のネットワーク化を図るとともに、平成20年度から新たにNPO自身による活動拠点の確保に対する助成制度を設ける。

イ 企業との連携・協働

近年、民間企業による様々な地域貢献活動が活発化している。

このような民間企業の取組を支援し、より効果的な地域貢献活動ができるよう、県がつなぎ・誘導としての役割を果たすことで、官民による多様な公共サービスを展開していく。

【今後3年間の取組目標】

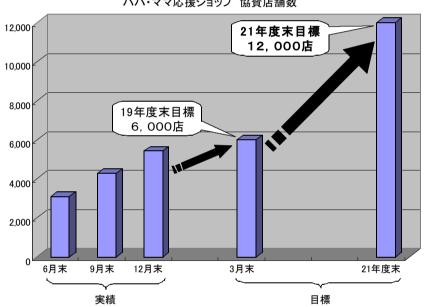
○ 広告事業をインセンティブ*にした官民協働の促進

広告事業と企業による地域貢献活動の働きかけを組み合わせ、企業広告をインセンティブにした官民協働を促進する。これにより企業の創意工夫による公共サービス(地域貢献活動)の取組の活発化を図る。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業広告窓口の設置	HPの開設等準備 庁内周知 ●企業広告窓	『口の設置	
地域貢献活動、企業広告の 提案受付、庁内調整	窓口開設、 企業への働きかけ、 提案受付、 <u>調整</u>	企業への働きかけ、 提案受付、調整	-

〇 パパ・ママ応援ショップの拡大

子育て家庭を地域社会で応援する「パパ・ママ応援ショップ」協賛店の 拡大を図り(平成21年度末までに12,000店の参加を目指す)、企業による 地域貢献活動との連携を推進していく。



パパ・ママ応援ショップ 協賛店舗数

〇 子育て応援企業の拡大

ワークライフバランスや子育てを支え合い応援する社会の実現を図って いくため、「子育て応援宣言企業」の登録を促進し(平成23年度末までに 1,300社の登録を目指す)、企業との連携を強化する。

〇 廃棄物不法投棄監視に係る協定等の拡大

不法投棄の早期発見体制の充実を図るため、「廃棄物不法投棄の情報提 供に関する協定」を締結している民間団体等の拡大(平成22年度末までに 18団体との締結を目指す) や、「産業廃棄物不法投棄110番」の普及促 進に努め、官民協働による不法投棄対策を推進していく。

ウ 地域との連携・協働

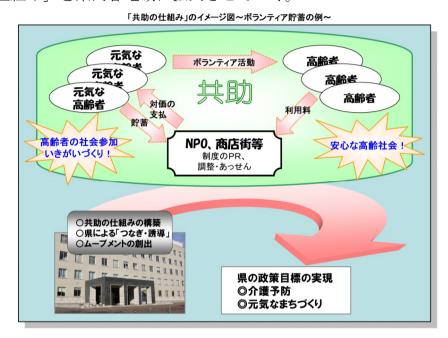
地域社会の重要な担い手である自治会をはじめとする地縁団体などによる多種多様な「県民活動」と連携・協働した公共サービスを展開していく。

【今後3年間の取組目標】

〇 地域ぐるみで高齢社会を支え合う共助の仕組みの拡大

平成19年度に元気な高齢者による有償ボランティア活動で援助が必要な 高齢者を支える「ボランティア貯蓄でまちづくり事業」を秩父市内のみや のかわ商店街が実施した。

この取組のように元気な高齢者が地域社会の担い手として活躍する「共助の仕組み」を県内各地域に拡大させていく。



○ 交通死亡事故ゼロ大作戦の推進

高齢者世帯訪問や交通安全アドバイス、高齢者と自転車の交通安全対策等の事業について、地域の「交通安全母の会・民生委員」、「交通安全推進団体」、「警察・市町村・教育機関・医療機関」等と連携し県民総ぐるみで推進していく。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交通死亡事故ゼロ大作戦 の実施	関係機関への協力依頼 と事業説明会の実施 		
	成果の検証	成果検証を踏まえた 事業の展開 ▶	成果検証を踏まえた 事業の展開 ■

〇 里川づくりの推進

県民一人ひとりが身近な川に愛着を持ち生活排水対策に取り組む気運を 盛り上げていくため、県民、河川浄化団体等による活動母体を設置し里川 づくりを連携・協働により推進していく。

〇 森林ボランティア等による森林づくり

企業、森林所有者及び県による森林づくり協定の締結を促進し、森林ボランティア活動に参加する企業が平成22年度末までに68団体まで増加するよう取り組んでいく。森林ボランティアの活動拠点を整備し、県民との連携・協働による森林づくりを推進していく。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
森林ボランティア等による	埼玉県 (森林ボランテ	 森林づくり協定の締結(ィア参加企業・団体数6	足進 8を目指す) ■
森林づくり			
	森林ボラン	l シティア活動拠点の整備	と活用

(4) 市町村への権限・施設の移譲

県内市町村と対等・協力の関係を基本としつつ市町村が能力を高め、自立した 行財政運営を行えるよう支援する必要がある。引き続き、県内市町村の行財政運 営基盤の強化を支援するとともに、市町村への権限移譲などを進めていく。

ア 市町村の自立的な行財政運営の支援

市町村への行財政支援の制度をより効率的かつ効果的なものとし、市町村の一層の自主、自立を促進する。

また、平成19年10月に策定した「第二次埼玉県権限移譲方針*」に基づいて市町村への権限移譲を推進していく。

【今後3年間の取組目標】

市町村の行財政運営基盤強化への支援

市町村の実情を踏まえつつ、ふるさと創造資金や県単補助金の見直しを 行い、市町村の自立を促す効果的な補助制度や市町村のニーズに応じた新 たな支援の仕組み(「権限・財源・人間」の3げんサポート)を構築する。

第二次埼玉県権限移譲方針の推進

移譲対象の144事務について市町村規模に応じた権限や一連の事務の包括的権限の移譲を計画的に進める。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ふるさと創造資金・県単補	見直し方針決定	新たな方針に基づ	づく補助の実施 🌉
助金の見直し			
権限移譲方針に基づく移譲 支援		モデル市町村等の指定	-
再任用職員の市町村派遣	制度の検討	(実施の場合)再	任用職員を派遣

イ 県立施設の市町村移管

利用者の多くが地元の住民であったり移管することでサービスの質の向上が期待できる県立施設について、市町村への移管を進めていく。

【今後3年間の取組目標】

○ あらかわビジターセンター、地元市町村に密着した都市公園の移管

あらかわビジターセンターについて平成20年3月末で廃止し、平成20年 度中に秩父市へ譲与する。

上尾運動公園西側については上尾市への移管に向けて協議を進めていく。 和光樹林公園と新座緑道については地元市及び関東財務局と移管に向け た調整を進めていく。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
あらかわビジターセンター の秩父市への移管	施設改修 ◆ ●秩シ	さ市へ譲与	
上尾運動公園西側の上尾市 への移管	協定書の作成 関係市との調整 ▶	移管の手続き	-
和光樹林公園、新座緑道の	関係市との合意 形成の協議	協定書の作成 関係市との調整	移管の手続き
和光市、新座市への移管	関東財務局と 協議 —		·

(5) これからの県に求められる機能の強化

ア 「つなぎ・誘導」機能の強化

官民協働や民間開放の円滑な推進を図るため、県民、NPO、民間企業などに対する協働相手・サービス受益者との結びつけ(マッチング)、つなぎ・誘導役(コーディネータ)としての機能を強化する。また、地域社会全体で公共を担っていく気運を醸成し、県民運動的なムーブメントを創出する機能を果たしていく。



県のつなぎ・誘導機能のイメージ図

【今後3年間の取組目標】

○ 中小企業のニーズに合った産学連携による研究開発の支援

産学連携に至らなかった企業などに対する再マッチングのサポートや県内の大学や研究機関、金融機関とのネットワーク化を図る。平成22年度末までに県の支援による産学共同研究グループが170件形成されることを目標とする。

〇 中小企業と就業希望者のマッチング支援

ヤングキャリアセンター埼玉における中小企業と就業希望者とのマッチング機能を強化する。平成20年度中に就業支援事業の再構築を図る。

〇 全員参加型の地域づくりを進めるための新たな仕組みづくり

平成20年度に設置する地域振興センターを中心に、地域づくりの各主体 (市町村、各種団体、NPOなど)が連携して地域づくりを進めていく。

- NPOと県との協働の推進【再掲(参照8頁)】
- 広告事業をインセンティブ*にした官民協働の促進【再掲(参照9頁)】
- パパ・ママ応援ショップの拡大【再掲(参照10頁)】
- 〇 子育て応援企業の拡大【再掲(参照10頁)】
- 廃棄物不法投棄監視に係る協定等の拡大【再掲(参照10頁)】
- 地域ぐるみで高齢社会を支え合う共助の仕組みの拡大【再掲(参照11頁)】
- 〇 交通死亡事故ゼロ大作戦の推進【再掲(参照11頁)】
- 〇 里川づくりの推進【再掲(参照11頁)】
- 森林ボランティア等による森林づくり【再掲(参照12頁)】

イ 「監視」機能の強化

行政の各分野における規制緩和や業務の民間開放に伴い、県民の安心・安全を確保するため、「監視」体制を整えることが必要である。特に民間開放した業務が安全かつ適正に履行されることを担保しサービス水準を確保するため、監視(モニタリング)機能を強化する。

【今後3年間の取組目標】

〇 業務委託におけるモニタリングの強化

モニタリングの手法や実施体制における基本指針を平成20年度末までに 策定する。指針に基づきモニタリング機能を強化することで業務委託等に おける履行水準を確保する。

取 組 内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務委託における モニタリングの強化	手法・実施 体制の検討 基本指針 の策定	基本指針に モニタリン	

2 事業手法からの改革

安定的な歳入の確保、事業の見直しによる歳出の削減を進め財政収支の改善を図る とともに県債*の適切な管理などにより足腰の強い財政構造への転換を図る。

また政策マネジメントサイクル*の仕組みを確立するとともに、公共調達改革などにより行政運営の透明性を高める。

(1) 安定的な歳入の確保

ア 県経済の活性化

(ア)制度融資*の充実・拡大など県内中小企業の支援

中小企業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあるため、制度融資の充実・拡大や産業技術総合センターによる技術力の強化、経営革新への取組支援などにより県内中小企業の活動を支援する。産学連携支援センター埼玉、知的財産総合支援センター埼玉を中心に、中小企業のニーズに合った産学連携による研究開発や知的財産の創造、事業化の取組を支援する。



【今後3年間の取組目標】

〇 中小企業向け制度融資の充実・拡大

制度融資を充実・拡大することで、地域経済を支える県内中小企業の資金調達の円滑化を図る。

〇 中小企業のニーズに合った産学連携による研究開発の支援 【再掲(参照14頁)】

○ 中小企業のための知的財産の創造・保護・活用への支援

知的財産総合支援センター埼玉を通じて、中小企業から寄せられる多方面にわたる相談に対応する。またセミナーの開催などにより中小企業の知的財産への対応を支援する。こうした取組を通じて年間3,500件の支援を実施する。

〇 中小企業の経営革新への取組支援

中小企業の経営革新への取組を支援する経営革新計画承認制度を推進(毎年度120件の経営革新計画の承認を目指す)し、がんばるチャレンジ経営者の増加に取り組む。

(イ) 県内ベンチャー企業の支援

新たな事業にチャレンジする起業家やベンチャー企業の育成に向けて、 創業から創業後のフォローまで一貫した支援体制を強化する。

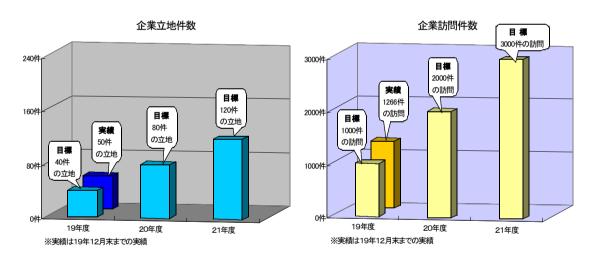
【今後3年間の取組目標】

○ 創業・ベンチャー支援センターによる支援

創業・ベンチャー支援センターにおいて各種支援事業を実施し、毎年度 200件の創業を促進するとともにベンチャー企業への支援を行う。

(ウ) 企業の誘致

本県への企業の立地意欲が高い中にあって、企業の立地を一層促進する。 併せて、立地企業や県内企業のビジネスチャンスの拡大を図るため、「企業 を誘致し・地域に定着させ・大きく発展させる」ためのサポートを実施し て埼玉県内全体の活性化を促進する。



【今後3年間の取組目標】

〇 チャンスメーカー埼玉戦略の推進

企業の誘致、立地企業のフォローアップ、ビジネスチャンスの創出を一体的に推進し、毎年度1,000件の企業訪問、40件の企業立地を促進する。

(エ) 圏央道を活用した産業の活性化

平成24年度の圏央道県内区間の全線開通により、高速道路ネットワークの骨格が完成する。これにより製造、広域物流などの産業集積適地として、圏央道周辺のポテンシャルが飛躍的にアップする。このチャンスを活かし、地元市町と連携しながら圏央道周辺地域の優位性を活かした産業基盤づくりを進め、産業の活性化を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 圏央道へのアクセス道路等の重点的整備

平成24年度までにインターチェンジへのアクセス道路など、15路線15箇所の整備を推進する。

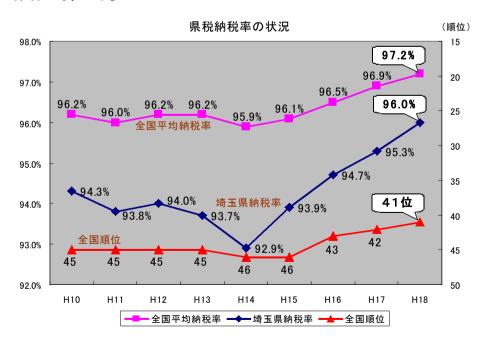
〇 新たな産業基盤の整備

圏央道周辺地域(インターチェンジ、ジャンクションから概ね 5 kmの範囲の地域。市街化区域を含む。)において、工場や流通加工施設などを集積させるための産業基盤を平成23年度までに300ha(事業着手面積を含む。)整備する。

イ 県税収入の確保

税収確保対策の着実な実施により、平成16年度からの3か年で納税率を2.1ポイント上昇させ、平成18年度決算では納税率は96.0%となった。しかし、依然として全国平均を下回っている状況にある。

今後も引き続き、税収確保対策を推進するとともに、納税手法の多様化のためマルチペイメント*の導入やコンビニ収納の拡大等を検討し、県税収入の確保に努める。



【今後3年間の取組目標】

〇 県税納税率の向上

収入未済額の大きい個人県民税対策及び自動車税対策を中心に、滞納額をさらに圧縮し、県税納税率を全国平均に近づける。

〇 納税手法の多様化

県民の利便性向上と納税率向上を結びつけるため、新税務総合オンラインシステムの導入に合わせてマルチペイメントの導入やコンビニ収納の拡大を図るとともに、クレジット払いなど多様な納税手法を検討する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		新たな納税手法検	討
納税手法の多様化			新たな納税手法広報 新たな納税手法実施
	_	 	

〇 徹底調査による課税の推進

課税事務の一層の適正化を推進するため、課税対象者への聞き取り調査や帳簿調査を徹底して行う。また、法人二税や不動産取得税の課税調査等の強化により県税収入の確保を図る。

ウ 使用料・手数料の見直し

受益範囲での負担という使用料・手数料の趣旨から、コストや受益の度合いに見合った適正な水準となるよう使用料・手数料の見直しを行うとともに、社会経済情勢に適合しなくなった減免規定の見直しを行う。

【今後3年間の取組目標】

使用料・手数料の見直し

時代状況に適合しなくなった減免制度やコストと受益に見合わない使用料・手数料について、適正な水準への見直しを行う。

エ 第二期地方分権改革*への提言

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が本格的にスタートした。真の地方分権改革の実現に向け、本県としても国と地方の適切な役割分担のもとに事務量と責任に見合った安定的な財源の確保を国に強く要望していく。

【今後3年間の取組目標】

〇 第二期地方分権改革への提言

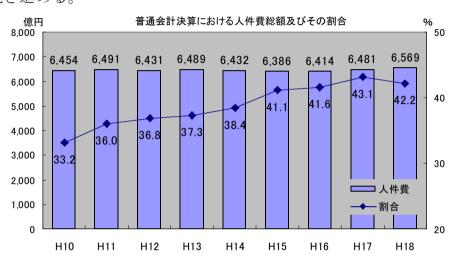
国と地方の役割分担の明確化と権限移譲の推進や基幹税を中心とした税源移譲の実現、地方交付税の総額確保などを国に強く要望していく。

(2) 事業の見直しによる歳出削減

ア 人件費

小・中学校教職員の給与を負担している教育をはじめ、県の業務は人的 要素の割合が高い。そのため、歳出に占める人件費の割合が大きく財政硬 直化の要因となっている。

本県ではこれまで職員定数の削減や国と歩調をあわせた給与構造の改革等により人件費の縮減に努めてきた。今後とも財政の弾力性を確保するため、サービス水準の維持・向上に配慮しつつ定員及び給与等の適正な管理を引き続き進める。



【今後3年間の取組目標】

- 知事部局職員定数の削減【再掲(参照32頁)】
- 教育委員会事務局職員等の定数の削減【再掲(参照32頁)】

イ 内部管理経費

(ア) 間接業務

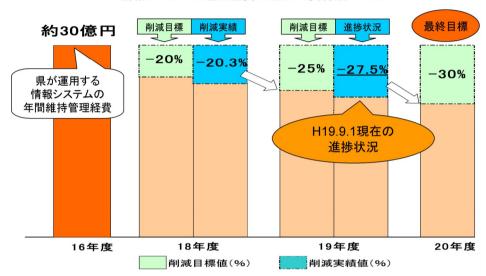
いわゆる総務事務などの間接業務が県庁の業務の1/4を占めている。これまでも組織の見直しやIT化、集中化などにより間接業務の見直しに取り組んできたが、最小・最強の県庁づくりを進めるためさらに効率化に努め、事務経費の削減を図る。

【今後3年間の取組目標】

- 総務事務の集中化による処理手順・組織体制の見直し【再掲(参照40頁)】
- 県立学校における総務事務の見直し【再掲(参照40頁)】
- 地域機関総務事務の集中化【再掲(参照40頁)】

(イ) I T 経費

情報システムの運用経費(平成16年度約30億円)を平成20年度まで段階的に30%削減することを目標に経費削減に取り組んできた。今後は、情報システムの再編、外部評価も活用した既存契約の見直しに加え、ライフサイクルを通じて情報システムがもたらす効果も勘案したトータルコストの削減を目指す。



情報システムの運用経費の削減 (契約額ベース)

【今後3年間の取組目標】

○ 大型電子計算機の廃止に伴う業務システムの再編

平成22年度までに大型電子計算機を廃止し、平成23年度から業務システム等の運用について「新たな集中処理体制」を構築することにより、ランニングコストの削減を図る。また、包括的業務委託による一層のコスト削減を検討する。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
大型電子計算機の廃止に			大型電子計算機の廃止 ●
伴う業務システムの再編	「サーバ機への置換」	に伴う運用環境の検討	運用環境の構築
		包括的業務	≸委託の検討

○ ライフサイクルを通じたITマネジメントの推進【再掲(参照41頁)】

(ウ) 民間委託の推進【再掲(参照5頁)】

民間の創意工夫等により効率的で質の高い公共サービスの提供が期待できるものについて、積極的に民間に委託していく。

ウ 庁舎等の維持管理費

(ア) 県立施設の見直し

県立施設については平成16年度に総点検を行い、それぞれの施設のあり方について見直しを行ったところである。指定管理者制度の導入やその後の社会環境の変化を踏まえ、県立施設のあり方を必要に応じて見直していく。

また、県が直接管理運営すべき施設については、最少の経費で効率的、 効果的な管理運営ができるよう不断の改善を行う。

【今後3年間の取組目標】

〇 施設の廃止

- ・ 私立幼稚園が多数設立され、県立施設としての役割を終えたことから、 鴻巣女子高等学校附属幼稚園を廃止する。
- ・ 主たる機能である貸会議室や就業支援講座は周辺施設の充実や民間と の競合により役割が低下し、施設面でも耐震改修工事が困難であること から、労働会館を廃止する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鴻巣女子高等学校附属 幼稚園の廃止	●廃止(H20.4.1)		
労働会館の廃止	指定管理者	 	●廃止(H22.4.1)

〇 施設のあり方の検討

市町村立施設との競合や大規模改修が見込まれる熊谷会館などの施設について、そのあり方を検討する。

お定管理者制度の拡大【再掲(参照6頁)】

〇 直営施設の経営改善

法令の義務付けや高度な中立性の確保、施設の性格などから一定の施設 については、県が直接運営していく。

直営施設であっても不断の経営改善を行うため、経営改善計画を策定し、 職員体制や事務の見直しによる管理運営経費の削減を図るとともに、一層 のサービス向上に努める。

(イ) PFI制度*の活用推進【再掲(参照6頁)】

一定規模以上の施設整備などで、民間の資金、経営能力、技術的能力が活かされる事業について、PFI制度の活用を積極的に推進していく。

(ウ)維持管理費

本県は県有施設として1,500施設630万㎡の膨大な資産を保有しており、 清掃、警備、保守・点検、光熱水費などの維持管理に多額の経費がかかっ ている。

県有施設の修繕・業務委託の集中管理・効率化を図り、複数年契約の活用、地域ごとの一括契約の実施、一般競争入札による競争性の確保などを通じ、清掃、警備、保守・点検など各種管理契約の見直しを行う。

また、省エネ診断を通じた省エネ改修の実施を検討するほか、運転方法や契約方法の見直しにより、光熱水費を縮減し経常的な維持管理経費の縮減に努める。

【今後3年間の取組目標】

文 業務委託の集中・効率化(清掃、警備、保守・点検など)

平成20年度発注から、仕様の統一、一括発注の拡大、1,000万円以上の業務委託に一般競争入札の導入を積極的に行い競争性を確保する。なお、入札に際しては、地域要件の設定や最低制限価格の導入により、地域産業の育成と過当競争の防止を図る。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務委託の集中・効率化	1,000万円以上の業務 委託に一般競争入札導入		
		仕様の統一	
		一括発注の拡大	

県有施設の省エネ改修工事の実施

全庁的な省エネルギー改修による光熱水費の削減と老朽化施設の低廉な 改修を実現する。

- ・ 民間資金の活用により省エネルギー改修を実現するESCO事業*の大規模な高エネルギー施設への導入を拡大する。
- ・ 老朽化した施設をシステム改修するエコオフィス化改修事業*について、平成20年度から新たに複数施設を一括してPFI手法により実施し、 最少の経費で多くの施設を早急に改修する。

取 組 内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ESCO事業による省エネ化	大規模な高エネ 毎年2施設程度	ルギー施設 (20 施設) にて 導入	ついて導入を検討
エコオフィス化改修事業に よる省エネ化	中規模な老朽施 毎年5施設程度:	設(29 施設)について導 <i>]</i> 導入	を検討

(エ) 施設の長寿命化、修繕費の平準化

建物は竣工と同時に劣化が始まり、ライフサイクルコストは建築費の5倍に達する。4,700億円に上る県有建築資産を経営的視点から一元的・総合的に管理し、施設の維持管理手法を見直し、ライフサイクルコスト削減を図る。

【今後3年間の取組目標】

- 県有施設の修繕の集中管理・効率化
 - ・ 劣化診断や修繕の集中管理・計画化 100万円以上の修繕費予算の集中化、技術検討による合理化により経費 削減を図る。
 - ・ 耐震工事の一元管理 「居ながら施工*」採用により仮設庁舎設置費などの工事費を圧縮する。
 - ・ 地上波デジタル放送への対応 各施設における適切な工事方法、機器の調達などを一元的に管理する ことにより、経費の圧縮を図る。
 - ・ 中長期計画に基づく公共施設の維持管理

橋りょうや排水機場、農業水利施設においては、修繕費の平準化や施設の長寿命化などアセットマネジメント*の考え方を取り入れ、中長期管理計画を作成し、計画的・効率的な維持管理を行う。

埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナにおいては既に 作成済みの中長期修繕計画を基に計画的・効率的な維持管理を行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
修繕の集中化		0万円以上の工事を集中へ 修での延命、ESCO改修など	· -
耐震工事の一元管理	県庁舎6 5年間(23年	棟を含め230棟の耐震工 度完了)で計画的・効率	事を 図的に実施 ►
地上波デジタル放送対応	対象建物	 	りに転換
橋りょう、排水機場、 農業水利施設	中長期管理計画を策定	中長期管理計画に	こ基づき維持管理
埼玉スタジアム2002、 さいたまスーパーアリーナ	中長期修繕計區	回を基に計画的、効率的 -	な維持管理

工 補助費*

本県ではこれまで受け手の自立を促しつつ、その必要性を検証し補助金の整理合理化に取り組んできた。

しかし、介護・医療関係の補助金が近年新設、拡充されており、金額及び 予算に占める比率とも増加傾向にあるため、補助金の見直しを進める。

【今後3年間の取組目標】

〇 補助金の見直し

次の考え方に基づき補助制度のあり方を検討し、段階的な見直しや終期 設定などを行う。

(補助金見直しの考え方)

- ・補助対象団体の自立性を促進
- 補助成果を明確化
- ・市町村の特性に応じた制度へ見直し
- ・補助対象を負担能力に応じたものへ見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助について統合・廃止や補助実績により見直し

才 公債費*

公債費を縮減するため、県債の発行手法・償還年限を多様化させるととも に、高金利県債の繰上償還を行い、金利負担の軽減に努める。さらに投資 家向け広報の充実を図り民間資金の有利かつ安定的な資金調達に取り組む。

【今後3年間の取組目標】

〇 県債*の発行手法・償還年限の多様化

市場公募債*と銀行等引受債*を適切に組合せつつ競争性を高めた資金調達を推進するなど県債の発行手法を多様化する。また市場環境を踏まえつつ償還年限の多様化を図る。

高金利県債の繰上償還

公債費負担の軽減を図るため、国の公的資金補償金免除繰上償還制度を 活用し繰上償還を行う。

ひ 投資家向け広報の充実

投資家向け説明会の開催や複数県で開催する合同 I R*への参加、個別投資家訪問の実施、I Rホームページの充実などにより、投資家向け広報を充実させる。

(3) 資産・負債管理の見直し

ア 社会資本の整備

(ア) 公共事業の重点化

「選択と集中」、「費用対効果」の観点を踏まえ、真に必要な事業について効果的な整備を図る。また事業採択に当たっての「評価基準」を検証しつつ一層の事業採択の透明性確保に努める。

【今後3年間の取組目標】

〇 公共事業の重点化

整備効果の高い事業について引き続き重点的な事業採択を行い、真に必要な社会資本の整備を図る。

○ 各分野における評価基準の検証

客観的基準に基づき評価を行っている道路・街路事業以外の分野については、事業採択に当たっての「評価基準」を検証し、一層の事業採択の透明性の確保に努める。

(イ) 新規施設の整備、既存施設の大規模改修

施設の整備や改修に当たっては、管理運営を含むライフサイクルコストを考慮し、その水準・内容の最適化や標準化を図りコスト縮減に努める。

【今後3年間の取組目標】

○ 施設整備・大規模改修における経済合理性の検討

5億円以上の新規施設の整備や1億円以上の大規模改修に当たっては、 遊休地活用の可否、統廃合の可能性、必要機能の絞り込み、規模・グレー ド、生涯コスト、事業手法について経済合理性を確保するための検討を行 う。

〇 新規施設等の整備

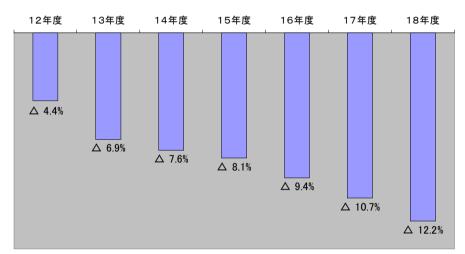
西部地域振興ふれあい拠点など新規施設等の整備に当たっては、経済合理性を確保しつつ整備を進める。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
西部地域振興ふれあい拠点の整備	事業者選定・契約▶	設計	建設工事
東部地域振興ふれあい拠点の整備	事業者選定	契約・設計	建設工事
がんセンターの施設整備	基本計画策定	基本計画に沿っ	た整備の推進

(ウ) 公共工事における施工方法などの見直し

近年の厳しい財政状況下、限られた財源を有効に活用し社会資本の整備を着実に進めるため、公共工事コストの一層の縮減を推進していく必要がある。

そのため平成16年度から実施している「公共工事コスト構造改革プラン*」に基づく取組を引き続き進めるとともに、平成20年度に同プランに代わる新たなコスト縮減計画を策定し、総合的なコスト縮減策に取り組んでいく。



公共工事コスト縮減率(対H11比)の推移

【今後3年間の取組目標】

〇 公共工事のコスト縮減

平成11年度の標準的な工事方法によるコストと比較して、平成20年度工事でコスト縮減率15%達成を目指す。さらに現行「公共工事コスト構造改革プラン」の結果を踏まえ、新たな計画(平成21年度~平成25年度を予定)を検討し、継続して公共工事のコスト縮減に取り組む。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公共工事のコスト縮減	「公共工事コスト構造改革 プラン」に基づく取組	i	
	新たなコスト縮減 計画の策定	新たなコスト縮減詞	計画に基づく取組

イ 県有不動産の管理

本県は7,150haの県有地、630万㎡の建物を有し、簿価は1兆5千億円にもなる。こうした不動産を経営的視点から一元的・総合的に管理する。未利用県有地については売却を加速するとともに、活用すべき資産は有効利用について検討していく。

【今後3年間の取組目標】

〇 未利用県有地の売却

未利用県有地の有効活用を図るため、徹底した資産の見直しなどを行い、 事業廃止用地などの国、市町村、民間への売却を加速する。また、公舎、 職員住宅を早期に廃止すること、調整区域、廃道廃河川敷などで利用が困 難な物件を通常物件と一括売却等することにより売却を進める。

ウ 基金・貸付金の管理

基金については有利な運用や残高の有効活用に努める。貸付金については債権管理を徹底し確実な回収に努める。

【今後3年間の取組目標】

〇 基金の管理

基金の設置目的と県民ニーズとの整合性を常に検証し、適切な取り崩し や運用益の活用に努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した見直し を行う。また基金残高の有効活用に努める。

〇 貸付金の管理

債権管理を徹底し、未収債権となっている貸付金等については、平成20 年度に債権管理のノウハウを蓄積し職員間で共有化するための庁内の債権 回収推進体制を整えることにより債権回収の徹底を図る。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
債権回収の徹底	債権回収に係る 庁内推進体制の構築	債権管理ノウハウの共有化に基づく回収	

エ 県債*残高の管理

これまでの行財政改革の取組により、県債残高の伸びは抑制されてきた。 今後、将来世代の過度の負担とならないように考慮し、臨時財政対策債*を 除く県債残高の維持若しくは減少を目指すことで、県債を適切に管理して いく。

【今後3年間の取組目標】

〇 県債残高の管理

臨時財政対策債を除く県債残高を平成19年度決算時と比較し、平成22年 度決算時には維持若しくは減少させる。

オ その他の債務の管理

中長期的に安定した財政運営を目指し、単年度の歳入・歳出予算では把握 しがたい県にとっての将来負担(退職手当支給予定額、損失補償等の債務 負担行為*等)などを視野に入れ、財政運営を行う。

【今後3年間の取組目標】

〇 将来負担の管理

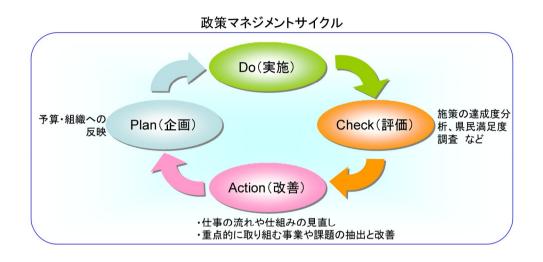
平成20年度までに県にとっての将来負担などに係る情報を含む新たな財政指標を開示し、そうした指標を視野に入れ、中長期的な視点に立った財政運営を行う。

(将来負担の例)

- ·退職手当支給予定額
- ・損失補償等の債務負担行為
- ・一般会計以外の地方債残高のうち一般会計負担部分
- ・県出資法人の財政状況

(4) 運営手法の確立

施策や事業の評価結果を踏まえた業務の見直しを予算、組織に反映させるため、政策評価部門、財政部門、組織部門の連携によって、政策マネジメントサイクル*の仕組みを確立する。また下水道事業に地方公営企業法を適用し、適正なコスト管理による業務運営を行う。



【今後3年間の取組目標】

〇 政策マネジメントサイクルの確立

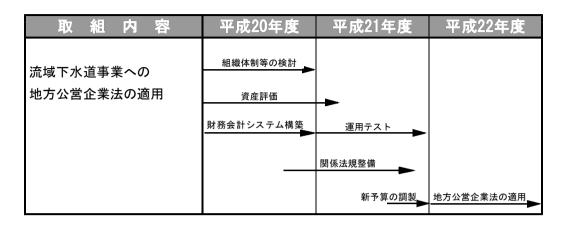
県民満足度調査など県民からの視点を取り入れ評価の客観性を高めるとともに、評価結果をより着実に予算編成や組織定数改正に反映させる仕組みを確立する。

〇 企画財政部の新設【再掲(参照33頁)】

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
政策マネジメントサイクル	施策などの評価	制度の改善 施策などの評価	制度の改善 施策などの評価
の確立	予算・組織 への反映 ———	予算・組織 への反映	予算・組織 への反映
企画財政部の新設	●企画財政部の新設		

〇 下水道事業の地方公営企業法適用

流域下水道事業への地方公営企業法の適用について、必要な準備を行い 平成22年度からの適用を目指す。



(5) 行政運営の透明性の向上

ア 公共調達改革の着実な実行

本県では競争性の向上の視点に加え、建設業等の健全な発展・支援の視点から、これまで入札契約制度の様々な改善を図ってきた。

一方、平成18年12月には全国知事会から「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」が出された。これを受けて平成19年2月「埼玉県公共調達改革推進工程表」を策定し、同指針の内容を具体化した取組を明示した。

今後は、この工程表に基づき着実に入札契約制度改革を行い、契約の透明性の確保に努める。

【今後3年間の取組目標】

「埼玉県公共調達改革推進工程表」の着実な実行

一般競争入札の拡大など、工程表で目標設定した31項目の取組について 平成21年度までに実施する。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
埼玉県公共調達改革推進 工程表の着実な実行	一般競争入札の拡大 1 千万円以上の工事 段階的拡大 7 0 %	1 千万円以上の工事 原則 全ての工事 1 千万円未満の工事 一般競争入札を試行	
	電子入札		
	総合評価方式の拡充 試行 200件	本格実施	

〇 契約局長の新設

入札に関連する事務を集中するとともに、契約の企画・調整、指導、相談窓口の機能を強化するための組織体制を整備する。

イ 県財政の情報開示

従来の決算書では把握しきれない企業会計などを含めた県全体の財務状況や出資法人を連結した財務状況などを明らかにするため、国の動向等を踏まえ、既に作成している県のバランスシート等の資産・負債の情報の充実を図り、県民などに分かりやすく提供する。

【今後3年間の取組目標】

〇 県財政の情報開示

国の動向等を踏まえ、貸借対照表*や行政コスト計算書*、純資産変動計算書*、資金収支計算書*の4つの財務書類を作成し、平成21年度から県民への開示を行う。

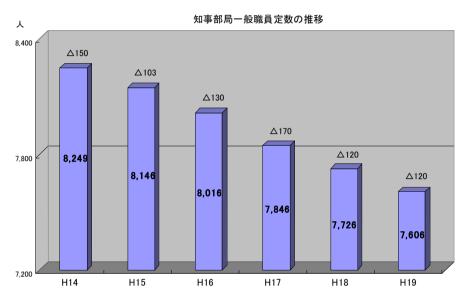
3 実施体制からの改革

職員定数の削減や組織の見直しを進めるとともに組織の活性化を図り、より小さくより賢い「最小・最強の県庁」づくりを進める。

(1)職員定数の見直し

県ではこれまでも職員定数の削減に取り組んできた。県民1万人当たりの職員数は13.1人と全国一少ない(一般行政部門:平成19年4月1日現在)が、最小・最強の県庁づくりを進めるため、さらなる職員定数の削減を進める。

平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、知事部局において本プログラム期間中(平成20~22年度)に500人の職員定数の削減を目指す。教育局においても同等の削減を目指す。



【今後3年間の取組目標】

知事部局職員定数の削減

知事部局の職員定数を3年間で500人(平成23年度までに670人)削減する。

教育委員会事務局職員等の定数の削減

教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等(県の裁量により削減が可能な者)の定数を3年間で113人(平成23年度までに138人)削減する。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
知事部局職員の削減	160人削減	170人削減	170人削減
教育委員会事務局職員・ 県立学校事務職員等の削減	63人削減	25人削減 ——	25人削減

- ※ 企業局については、企業局経営5か年計画に基づき職員定数を適切に管理する。
- ※ 病院局については、経営健全化新フォローアッププランに基づき職員定数を適切に管理する。

(2) 行政組織の見直し

ア 本庁組織の見直し

地方分権改革の進展や急速な少子化・高齢化の進行など、県を取り巻く環境が大きく変化する一方、県の財政は厳しい状況が続いている。こうした状況に機動的かつ弾力的に対応できる組織が必要とされている。

政策重視の県政を推進し簡素で効率的な体制を構築するため、本庁の組織の見直しを行う。

【今後3年間の取組目標】

〇 企画財政部及び県民生活部の新設

企画部門と予算、組織編成部門の連携を強化するなど政策課題に効率的に対応するとともに、県民が互いに支え合う共助の社会づくりを促進するための組織体制を整備する。

〇 契約局長の新設【再掲(参照30頁)】

イ 地域機関組織の見直し

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の地域別計画を着実に推進し、県民サービスの向上や地方分権の推進を図るため、地域機関の組織の見直しを行う。地域の実情に応じた簡素で効率的な体制を構築する。

【今後3年間の取組目標】

〇 地域振興センターの新設

全員参加型の地域づくりの推進体制を構築し、地域の声を集めて県庁につないでいくとともに、県民生活の支援や産業振興、雇用対策を一体的に推進していくための組織体制を整備する。

〇 県税事務所の再編・事務の集約

税務総合オンラインシステムの再構築のスケジュールも踏まえながら、 業務の適切な執行が図れるよう、平成23年度に県税事務所の再編や事務の 集約を行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県税事務所の再編・事務の 集約	・部内組織検討委員会 ・所管区域の検討 ・集約事務の検討	l の設置 検討結果を踏	まえた見直し
未形	(新税務総合オ	l ·ンラインシステムの開 [§]	卷)
			システム稼働 (H23.1)

〇 福祉保健総合センター、保健所の再編

市町村合併に伴う生活保護事務の市への移管や市町村における保健センター機能の充実など福祉保健総合センター及び保健所を取り巻く環境が変化している。より効率的で簡素な組織体制を構築するため、平成22年度に福祉保健総合センター及び保健所を再編する。また、保健所分室の統廃合を行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福祉保健総合センター、 保健所の再編	・二次保健医療圏等 の見直し ・設置条例等の改正 ►	・県民への周知 ・再編準備	●再編の実施

〇 産業技術総合センターの見直し

ものづくり支援機関への変革と効率的な運営を行うため、実用化を目指した研究テーマへの集約及び効率的な実施体制について検討し、その結果を踏まえた見直しを行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	●検討チームの設置		
産業技術総合センターの見直し	研究テーマの集約 化の検討	検討結果を踏ま	えた見直し
	実施体制の検討	検討結果を踏ま	えた見直し

〇 高等技術専門校の再編

民間と競合する訓練科目を原則廃止するなど効率的な訓練体制を整備し、 平成21年度に高等技術専門校を7校1分校から6校1分校へ再編する。再 編により、地域の産業人材育成拠点として機能強化を図る。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高等技術専門校の再編	再編準備 (施設・設備の整備)	6校1分校体制で 運営	

〇 農林振興センター、林業事務所の見直し

普及部門や公共事業部門をはじめ、すべての部門のあり方について見直 しを行い、農林業の振興により効率的に対応できる体制を構築する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	●検討組織の設置		
農林振興センター、			
林業事務所の見直し	組織のあり方検討	検討結果を踏ま	えた見直し

〇 農林総合研究センターの見直し

緊急性のある研究テーマや将来を見通した研究テーマの選定・重点化及び効率的な実施体制について検討し、その結果を踏まえた見直しを行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	●検討組織の設置		
農林総合研究センターの見直し	研究テーマ選定・ 重点化の検討	検討結果を踏	まえた見直し
	研究実施体制の検討	検討結果を踏	まえた見直し

〇 花と緑の振興センターの見直し

生産者等への技術指導や都市緑化全般にわたる支援のあり方を検討する とともに、研修や見本園管理など、すべての事業・業務について費用対効 果の観点から検証し、その結果を踏まえた見直しを行う。

取 組 内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	●検討組織の設置		
花と緑の振興センターの見直し			
	費用対効果の検討	検討結果を踏	まえた見直し
	実施体制の検討	検討結果を踏	まえた見直し

〇 農村整備計画センターの見直し

事業計画策定業務等をより効率的・効果的に執行できる体制を検討し、 その結果を踏まえた見直しを行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
農村整備計画センターの見直し	効率的・効果的な 執行体制の検討	検討結果を踏	まえた見直し

〇 県土整備事務所の見直し

現行の管轄区域と「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」地域別計画の地域 区分との整合について検討し、平成22年度を目途に見直しを行う。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県土整備事務所の見直し	●部内検討委員会設置 課題の整理・ 方針決定	対応策の実施	新体制による 事業の実施

〇 県立高校の再編・整備

県内中学校卒業者が減少する中で、多様化する教育ニーズへの対応、不登校・中途退学者への対応などが課題となっている。「21世紀いきいきハイスクール推進計画*(中期を中心とした計画)」に基づき、県立高校の再編・整備を推進する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県立高校の再編・整備			
・全日制(定時制併設校含む)	〔146校〕	〔143校〕	〔139校〕
〔平成19年度 148校〕			
• 定時制独立校	〔4校〕	[4校]	〔5校〕
〔平成19年度 3校〕			

ウ 地域機関への権限委譲

的確かつスピーディーな意思決定を行うとともに県民サービスを向上させるため、これまでも地域機関への権限委譲を推進してきた。今後も引き続き地域機関への権限委譲を進める。

【今後3年間の取組目標】

〇 地域機関への権限委譲の推進

本庁と地域機関の適切な役割分担を踏まえ、本庁の部長、課長の権限を 県民に身近な地域機関に委譲していく。

(3)組織の活性化

ア 生産性の向上

「最小・最強の県庁」を実現し、効率的かつ効果的な県政を進めていくためには、組織の活性化が不可欠である。

柔軟で機動力があり、政策を実現する能力の高い組織体制を構築するとともに、職員の意欲と能力を最大限に引き出すための人材育成・登用を行うことにより、組織としての生産性向上を図る。

【今後3年間の取組目標】

〇 実施体制の点検

「最小・最強の県庁」を実現するため、各業務の人件費を含めたフルコストと成果を明確化する「経費と効果の見える化」を行い、20年度及び21年度に組織体制の見直しを行う。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施体制の点検	経費と効果 組織定数の比較 改正	経費と効果 組織定数の比較 改正	

〇 「彩の国人材開発ビジョン」の見直し

県ではこれまでも「彩の国人材開発ビジョン」に基づく人材育成を進めてきた。「最小・最強の県庁」を支える人材を育成するため、職員一人ひとりのさらなる能力開発を目指して平成20年度に「彩の国人材開発ビジョン」を見直し、それに基づく研修を実施する。

〇 主査級昇任試験の見直し

主査級昇任試験は職員の能力向上や組織の活性化に一定の成果を上げてきた。職員の自己啓発・研修との連動やワークライフバランス*の視点も踏まえ平成22年度までに主査級昇任試験の見直しを行い、さらなる職員の資質・能力の向上やモチベーションの向上を図る。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人材開発ビジョンの見直し	ビジョンの見直し	新たなビジョンに	基づく研修の実施
主査級昇任試験の見直し	制度設計(基本設計)	詳細設計・職員へ	新制度での の周知 試験実施

〇 職員の意識改革

「最小・最強の県庁」の実現に向け組織の生産性を上げていくためには、 職員一人ひとりの業務に対する意識が何よりも重要である。

職員の意識改革をさらに促進するため、全課所室が接遇や業務の改善を目指して取り組む「3Sチャレンジ」を平成20年度に見直す。職員一人ひとりの職務の生産性向上を目指す業務改善の視点を重視したものとする。

職員の声を活かす「小さな改善」や「職員提案」制度についても平成20 年度に見直しを行う。

また、全部局、全課所室が達成目標と手順を定め組織目標の明確化と共有化を図る「課題と目標」を毎年度実施する。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員の意識改革	3Sチャレンジ の見直し	新たな 3Sチャレンジの実施	
	小さな改善、職 員提案の見直し	新たな提案制度の実施	
	課題と目標の実施	課題と目標の実施	課題と目標の実施

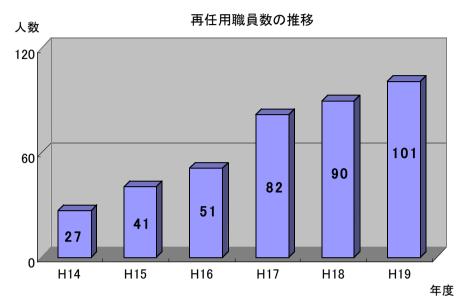
〇 庁内ベンチャー制度の実施

平成20年度から、特定のテーマに対し職員自らが事業を提案し事業化を 進める庁内ベンチャー制度を実施し、組織の活性化、職員のモチベーショ ンの向上を図る。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
庁内ベンチャー制度の実施	制度 設計 提案 選定	事業化・組織化	

イ 再任用職員*の活用

再任用職員については今後急激な増加が見込まれている。再任用職員の 豊富な知識や経験を活用することで課題への効果的な対応や効率的な事務 執行が期待できる。長期的視点に立った計画的な再任用職員の活用を進め る。



【今後3年間の取組目標】

〇 再任用職員の活用

再任用職員の活用方針に基づく計画的な再任用を実施し、知識・経験が活用できる所属所への配置やグループ単位での配置などにより、効果的・効率的な事務執行体制を構築する。

(4)業務処理の見直し

ア 間接業務の見直し

いわゆる総務事務などの間接業務が県庁の業務の1/4を占めている。これまでも組織の見直しやIT化、集中化などにより間接業務の見直しに取り組んできたが、最小・最強の県庁づくりを進めるためさらに効率化に努め、事務経費の削減を図る。

【今後3年間の取組目標】

○ 総務事務の集中化による処理手順・組織体制の見直し

総務事務(人事、給与、服務、福利厚生)については効率化が必要である。制度のあり方を検討した上で、現行の事務処理を整理、改善し、簡素化した上でシステム化を行い効率化することで、職員の業務量を削減する。 平成20年度から順次システムを稼働させる。

併せて総務事務センターへの事務集中化や外部委託も進め、効率化やコストの削減を図る。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総務事務システムの稼働	服務、実績給機能 <u>人</u> 事		*

〇 県立学校における総務事務の見直し

県立学校における総務事務についても効率化を進める必要がある。パソコンの整備状況や知事部局のシステムの運用状況等を踏まえながら、県立学校における総務事務について見直しを行い、23年度のシステム化を目指した検討を行う。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県立学校における総務事務	導入方法の検討	(導入の場合) 設計・開発	
システム導入の検討	服務関係書類	「 ・運用等の見直し、他部	『局との調整

〇 地域機関総務事務の集中化

合同庁舎、地方庁舎内の総務事務は各地域機関ごとに行われている。「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」地域別計画に合わせた地域機関の所管区域の見直しや全庁的な総務事務の集中化・システム化の状況を踏まえ、平成21年度に合同庁舎及び地方庁舎内の総務事務を集中化し、事務を効率化する。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地域機関総務事務の集中化	検討・調整 ▶	総務事務集約化	-

イ ITによる業務改革

業務を効率的・効果的に処理していくためには、事務の集中化や分散化など業務の流れを再構築するBPR*(業務処理手順の見直し)を行った上でITを最大限活用していくことが不可欠である。これまで、電子県庁の推進などITによる業務改革に取り組んできたが、今後も積極的に推進していく。既存システムの再開発においてもBPRを適切に実施し、業務改革を進める。

また、IT基盤や情報システムについて、ライフサイクルを通じたトータルコストの削減を進める。

【今後3年間の取組目標】

〇 新税務総合オンラインシステムの構築

税務総合オンラインシステムは昭和61年から稼働しており、システムの見直しが必要となっている。税務業務そのものを見直した上で新しい税務総合オンラインシステムを構築し、納税者の利便性の向上、業務の効率化、コストの削減を図る。

取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新税務総合オンライン システムの開発	<u>詳細設計</u> <u>プロク</u>	→ ^プ ラム開発 → <u>テスト</u>	システム稼働 (H23. 1)

- 総務事務の集中化による処理手順・組織体制の見直し【再掲(参照40頁)】
- 〇 県立学校における総務事務の見直し【再掲(参照40頁)】

○ ライフサイクルを通じたITマネジメントの推進

情報システムのマネジメントにPDCAサイクル*を導入する。情報システムの企画時における事前評価、開発時の調達支援に加え、平成20年度からは運用後の情報システムについて費用対効果の総合的な評価を行い、評価結果を踏まえた改善指導を行う。

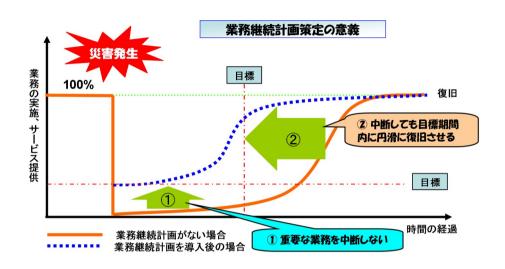
取組 内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	19年度稼動(11システム)		
新規·再開発システムの 事後評価、改善指導		20年度稼動(11システム)	
7 MILIMIT VILLEY			21年度稼動(8システム)

○ 大型電子計算機の廃止に伴う業務システムの再編【再掲(参照20頁)】

ウ 危機管理を踏まえた業務処理

災害が発生した場合に、県庁の業務が中断すると県民の生活や社会経済活動に極めて重大な影響が生じる。

災害時における応急・復旧対策業務に加え、災害時にも県民生活に不可 欠な業務を継続させるとともに、業務全般の早期復旧を図るための事前準 備や対応策を確立する。



【今後3年間の取組目標】

〇 業務継続計画の策定

災害などが発生した場合に重要な業務を中断しない、もしくは中断から早期に復旧させるための包括的な計画として、埼玉県業務継続計画を平成20年度末までに策定する。

取組内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務継続計画の策定	調査・分析・策定	実施、	見直し

参考資料 用語の解説

冊子中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明
あ	I R	埼玉県債が安全かつ有利な債券であることを投資家の皆様に理解していただくための、健全財政維持に向けた取組についての広報活動。
	アセットマネジメント	公共施設を資産としてとらえ、施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態予測に努めるとともに、予算制約の中で施設のライフサイクルプロセスを通じて、いつ、どのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、公共施設を効果的かつ効率的に管理すること。
	一般財源	収入を使い道が決まっているかどうかという観点から分けると、一般財源と特定財源に分けることができる。そのうち一般財源は、使い道に制限がなく地方公共団体で自由に使える収入のことをいう。
	居ながら施工	工事中に移転する必要がなく、また業務を継続しながらできる耐震補強工 事。
	インセンティブ	人や組織に特定の行動を促す動機付け、誘引のこと。ものごとに取り組む 意欲を、報酬等を期待させて外側から高める動き。
	エコオフィス化改修事業	中小規模の施設における老朽設備のシステム改修で従来の対症療法的な老朽化した機器の置き換えではなく、能動的に省エネ・省コストを推進させる事業。
	ESCO事業	大規模施設に対して、エネルギー効率の改善策を提案、コスト削減効果を 保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業。
か	行政コスト計算書	ー会計年度に実施された地方公共団体の活動実績に関する情報を資産の形成につながらない消費(コスト)の形で把握して作成する報告書。企業会計における損益計算書に相当する。
	銀行等引受債	銀行等の金融機関からの借入、又は証券の引き受けにより発行する県債のこと。
	グリーンツーリズム	農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	経営政策会議	県政運営上の重要事項や行財政改革についての審議をするため、県が設置 している会議。知事及び県幹部で構成される。
	経常的支出	毎年度固定的に支出される、人件費、公債費、補助費などのこと。
	県債	県が公共施設の整備や、一時的に多額の経費が必要となる災害復旧等の財源として資金調達した長期の借入金のこと。
	公共工事コスト構造改革プラン	平成16年度~平成20年度の5か年を計画期間とする、工事コストの縮減やライフサイクルコストの縮減、工期の短縮など、総合的なコスト縮減対策を推進するための計画。
	公債費	県債(公共施設の整備などのための借入金)の元金の返済及び利子の支払いにかかる経費。
ਰ ਰ	再任用職員	再任用制度(定年等により退職した者を1年以内の任期を定めて改めて採用する制度)により雇用される職員。
	債務負担行為	数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶ等の将来の財政支出を約束する行為。

行	用語	説明
	資金収支計算書	地方公会計において企業会計と同様に一定の活動区分別に表示することにより、それぞれの活動における資金調達の源泉及びその使途を明らかにするとともに、それぞれの活動区分別の資金(キャッシュ・フロー)の内訳及び収支の状況を示す報告書。
	市場公募債	県が証券を発行し、民間の機関投資家や個人投資家から資金を調達する県 債のこと。
	制度融資	県と信用保証協会及び金融機関の3者が協調して行う融資で、主に中小企業者が金融機関から融資を受けやすくするための制度。県は利子補給や損失補償を、信用保証協会は保証を、金融機関は県が定める条件で融資を行うもの。
	市場化テスト	平成18年5月に成立した『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』(公共サービス改革法)に基づく官民競争入札。公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み。
	指定管理者制度	平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度。住民サービスの向上と経費の削減を図るため、民間事業者などの団体が公の施設の管理を行うことができるようになった。
	純資産変動計算書	地方公共団体の社会資本形成において、国庫支出金や税等によって、これまでの世代が既に負担した金額である正味財産(純資産)の増減を計算するもの。
	政策マネジメントサイクル	施策や事業の成果を十分に点検して、常に見直しを行い、その結果を次の 施策や事業に生かし、一層の成果を上げていくための一連の仕組み。
た	貸借対照表	組織の一定時点における財政状況を明らかにするために、資産、負債、純資産を一表に記載した報告書。バランスシート(略してB/S)ともいう。
	第二期地方分権改革	地方分権改革推進法に基づき平成19年4月に設置された「地方分権改革 推進委員会」において議論されている今後3年間の地方分権に関する動 き。
	第二次埼玉県権限移譲方針	平成19年10月に策定された新たな権限移譲の方針。市町村への権限移譲に関し、これまでの成果と課題を踏まえて権限移譲の在り方や移譲事務を再度見直した。
	地方独立行政法人制度	地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行うため、地方公共団体が法人を設立する制度。
な	21世紀いきいきハイス クール推進計画	21世紀の県立高校のあるべき姿とともに今後の施策の基本的な方向を示す「21世紀いきいきハイスクール構想」を平成11年度に策定した。この構想の具体化に向けて取り組むべき施策について総合的にまとめた計画のことである。平成11年度から25年度を対象とする計画期間を前期、中期、後期に分けて策定する。
は	PFI制度	Private Finance Initiativeの頭文字をとったもの。民間の資金や優れたサービス提供ノウハウを活用するとともに、設計から運営までを一体でゆだねることにより整備費用の軽減を図るために、公共施設の整備を民間に任せる手法。
	PDCAサイクル	PLAN(企画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)のプロセスを繰り返すことにより継続的な業務改善を推進する経営手法。

行	用語	説明
	BPR	Business Process Reengineeringの略。一連の業務について、作業内容とその流れを分析し、無駄を省いて効率的な業務体系に再編成する業務改善手法。
	補助費	他の地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費。高齢者や乳幼児等の医療費や私立学校への助成などが該当する。
ま	マルチペイメント	収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者はATM、電話、パソコン等を利用して公共料金などの支払ができ、即時にその支払確認情報が収納機関に通知されるシステムのこと。
5	臨時財政対策債	地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債。
わ	ワークライフバランス	仕事と仕事以外(家庭、地域、学習など)の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択していけるようにすること。